

VI 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化

- 県、市町、医療機関、医療保険者及びその他関係機関等は、この計画に掲げた循環器病対策を実効的なものとして、総合的に展開していくために、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって取組を推進します。
- 循環器病対策の推進に当たっては、関係者等の意見を把握し、取組に反映させていくよう努めます。
- 県民は、循環器病に関する正しい知識を持ち、循環器病の予防に積極的に取り組むよう努めるとともに、自己又はその家族等が循環器病を発症した疑いがある場合においては、できる限り迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策

- 新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子として、高齢者、基礎疾患(心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病等)が指摘されており、さらに、新型コロナウイルス感染症の合併症として、血栓症を合併する可能性が指摘されています。このため、生活習慣病の早期発見・早期治療は循環器病の予防に資するのみならず、新型コロナウイルス感染症による重症化の防止にもつながります。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による影響で、日常の活動が制限され、運動不足・不規則な食事等の生活習慣の乱れによる健康状態の悪化やフレイルの進行、健診や医療機関の受診控えによる疾患の重症化などが指摘されており、それらを踏まえた、生活習慣の改善や健診の受診、医療機関の早期受診に係る普及啓発等の対策に取り組む必要があります。

3 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価等

- この計画については、定期的に進捗状況の把握及び評価を行うとともに、その状況を踏まえ、栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会において、循環器病対策の推進のために必要な事項について協議しながら、計画を着実に推進します。
- この計画に基づく施策の推進に当たっては、目標(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより、適切なデータに基づいて進捗管理を行うこととします。

4 計画の見直し

- 都道府県循環器病対策推進計画は、基本法第 11 条第 4 項の規定に基づき、少なくとも 6 年ごとに検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するよう努めるものとされていますが、この計画は、令和 6 (2024) 年度からの新たな保健医療計画との調和を図ることができるよう、計画期間を令和 5 (2023) 年度までとし、見直しを行うこととします。